

一般財団法人京都陶磁器協会

展覧会場利用の応募要項

I 趣旨

21世紀の「やきもの」を試行錯誤する若き創造者の一助となる事を目的として、財団法人京都陶磁器協会主催企画展を開催し、京都陶磁器会館展覧会場を会場として無償提供します。

II 提供会場及び貸与期間

1. 提供会場は京都陶磁器会館2階展覧会場（別紙添付図面を参照してください。）、会期は原則1週間とします。

※京都陶磁器会館の開館時間は午前10時～午後6時です。

III 出品者及びその作品

1. 展覧会の出品者は上記の趣旨に沿い、積極的に創作活動をしている方とします。出品作品の素材は自由ですが「やきもの」を主体としてください。又、展示手段として水、砂等不安定なものの使用はお断りします。
2. 出品者の活動地域、国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、日本語で日常会話程度が可能な方とします。
3. 出品者には会期中会場にて出品作品を管理して頂きます。尚、会期中、出品作品に関しての不測の事故については、当協会は一切の責任を負いません。

IV 出品者の決定について

1. 出品者は別紙応募申請用紙と共に、出品予定作品またはそれに準じた作品写真2点（はがきサイズ以上で正面と側面を写したプリント写真）、及び別紙同意書を当協会に提出して頂きます。
2. 出品者については当協会選考委員会で審査を行い、当協会が応諾した出品者の展覧会を開催します。

V 費用負担その他について

1. 会場費は無償としますが、作品制作、搬入搬出の送料及び、展示に関する費用などは出品者の負担とします。（当協会が保有している展示台などは無償で使用できますが、それ以外のものは出品者で負担してください。）
2. 展覧会DMは通常はがきサイズで当協会が作成します。表面は作品展タイトル、作者略歴、住所欄など、裏面は出品作品1点（1組）に展覧会要項等を掲載し、

当方の様式に沿って作成します。DM用写真(1点)の撮影は畠山崇氏の予定です。

3. 展覧会看板あるいはそれに準ずるもの、作品キャプションも当協会が作成します。
4. 出品者が独自のDMや広告等、展覧会に関して当協会指定の事項以外のことを希望する場合、当協会まで報告、協議のうえ、出品者の責任で行ってください。
5. 出品作品の販売については、当協会と相談してください。

VI 展覧会決定後出品者への条件

1. DM掲載用写真の作品1点を撮影のため、指定日(展覧会の約3か月前の予定)までに当会館へ搬入してください。搬入不可能の場合は、V項4の扱いになります。
2. 展覧会会場への搬入、陳列、撤収、搬出はすべて出品者側にて指定日、指定時間内に行ってください。また、出品目録は展覧会搬入日の3日前までに提出してください。

以上

平成29年 10月
一般財団法人京都陶磁器協会
事務局